

改正

平成25年12月20日条例第31号

平成26年 9 月30日条例第39号

令和元年12月25日条例第14号

恵那市大正村明智の森宿泊施設等条例

(設置)

第1条 健全な野外レクリエーション活動と宿泊及び研修の場を確保し、豊かな自然の中で市民の健康の増進と来訪者との交流活動を推進し、地域の活性化と福祉向上に資するため、大正村明智の森宿泊施設等（以下「宿泊施設等」という。）を設置する。

(名称、位置及び施設)

第2条 宿泊施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大正村コテージこもれび	恵那市明智町271番地18

2 宿泊施設等に次の施設を置く。

- (1) 管理所
- (2) 宿泊施設
- (3) 広場及び駐車場等

(管理)

第3条 宿泊施設等の管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、市長が指定したもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(利用期間)

第4条 宿泊施設等の利用期間は、年間使用できるものとする。ただし、管理所については、12月29日から翌年1月3日まで休館とする。

2 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用期間を変更することができる。

(利用時間)

第5条 宿泊施設等の利用時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊の場合は、午後4時から翌朝午前10時までとする。
- (2) 休憩の場合は、午前11時から午後3時までとする。
- (3) 宿泊を伴わない夜間利用の場合は、午後4時から午後10時までとする。

2 指定管理者が必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 宿泊施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊施設等の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他宿泊施設等の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が、偽り又は不正の手段によって利用の許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) その他宿泊施設等の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付)

第8条 利用者は、指定管理者に宿泊施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納

付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市（行政委員会を含む。以下同じ。）が主催、共催又は協賛する事業を実施するとき。
- (2) 市立の学校、こども園等がその目的達成のために使用するとき。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が使用するとき。
- (4) 市内の社会福祉団体、社会教育団体、体育関係団体等がその目的達成のために使用するとき。
- (5) 市内に所在する国等の機関がその目的達成のために使用するとき。
- (6) その他市長が利用料の減免をすることが必要であると認め指示した事業を実施するとき。

一部改正〔平成26年条例39号〕

(利用料金の不還付)

第10条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により利用できなかった場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第11条 利用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付けの器具以外の器具を持ち込んで利用しようとする場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、宿泊施設等を許可目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を他人に譲渡し、若しくは貸してはならない。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、その利用が終わったとき又は第7条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 利用者は、建物、施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければ

ならない。

- 2 市長は、利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 宿泊施設等の利用の許可に関する業務
- (2) 宿泊施設等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他宿泊施設等の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定期間)

第16条 指定管理者が宿泊施設等の管理を行う期間は、指定を受けた日から5年間とする。

- 2 前項の期間の計算においては、指定を受けた日から同日後最初の3月31日までの間を1年間とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の明智町「大正村明智の森」宿泊施設等の設置及び管理に関する条例（平成7年明智町条例第2号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日以後、第3条に規定する指定管理者の指定がなされるまでの間、宿泊施設等の管理及び利用料金については、この条例の規定にかかわらず、合併前の条例の例による。この場合において、第15条に規定する指定管理者が行うものとされる利用の許可に関する業務は、市長が行うものとする。

附 則（平成25年12月20日条例第31号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料、利用料金、手数料、観覧料、入館料その他公の施設の使用に係る料金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日条例第39号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年12月25日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料、利用料金、手数料、観覧料、入館料その他公の施設の使用に係る料金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1（第8条関係）

簡易宿泊施設

	1泊	休憩	休憩（夜間）
使用時間	午後4時～翌朝午前10時	午前11時～午後3時	午後4時～午後10時
A棟	13,200円	3,300円	6,600円
B棟	18,700円	4,400円	9,344円

管理所

	4時間未満	4時間以上の場合
使用時間	午前9時～午後9時30分	
集会室	544円	4時間ごとに544円

一部改正〔平成25年条例31号・令和元年14号〕

別表第2（第8条関係）

区分	金額	備考
宿泊雑費	1人当たり 1,047円	シーツクリーニング、ごみ管理料等
定員外利用料金		
食器セット	1人当たり 523円	
寝具セット	1人当たり 1,047円	
毛布	1枚 209円	
バーベキューグリル	1,570円	
洗濯機 乾燥機	実費	コインランドリー方式
電話料	実費	
カラオケセット	1時間 1,570円	管理所集会室の空いている場合のみ
バレーボールセット	1時間 1,047円	支柱・ネット・ボール2個
テニスセット	1時間 1,047円	支柱・ネット
屋外大型テント	1時間 880円	午前9時～午後4時 宿泊施設利用者は、空いている場合は免除
屋外大型テント	1時間 1,100円	午後4時～午後10時 宿泊施設利用者は、空いている場合は免除

備考 その他の器具・備品の利用料等は、必要が生じたその都度市長が定めるものとする。

一部改正〔平成25年条例31号・令和元年14号〕